



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神戸北町大原2丁目自治会)	地域協働局地域活性課	1
告示	令和5年第2回定例市会で議決された令和5年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	3
告示	道路法による道路の区域変更(市道 淡河6号線)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(本山村合併109、119号線)	建設局道路管理課	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	10
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	13
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の認定(北僧尾・東二郎上・長谷里づくり計画)	経済観光局農政計画課	15
告示	特定非営利活動法人の認定(特定非営利活動法人ケアット)	地域協働局地域活性課	16
告示	特定非営利活動法人の認定(特定非営利活動法人神戸なごみの家)	地域協働局地域活性課	17
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(北神星和台自治会ほか)	地域協働局地域活性課	18
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(広谷自治会)	地域協働局地域活性課	22
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	23
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	24
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	25
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	26

令和5年6月20日 神戸市公報第3813号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	27
公告	建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	28
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更	経済観光局農政計画課	29
公告	土地改良事業計画概要の縦覧公告	経済観光局農政計画課	30
教育委員会	令和元年度に発生 of 神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則	教育委員会事務局児童生徒課	31
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	34
人事委員会	給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則及び給与条例附則第12項から第18項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	35
監査委員	監査の結果に基づき講じた措置等	監査事務局第1課	38
訂正	令和5年5月30日付神戸市公報第3810号中	建設局道路管理課	40

神戸市告示第190号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、神戸北町大原2丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	神戸北町大原2丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区大原3丁目20番1号
代表者の氏名	八井 守
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目7番8号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神戸北町大原2丁目自治会 平成27年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	片岡 秀郎	橋本 泰一
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目6番18号	神戸市北区大原2丁目11番5号

(2) 平成28年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋本 泰一	新開 博子
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目11番5号	神戸市北区大原2丁目10番1号

(3) 平成29年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	新開 博子	三浦 耕史
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目10番1号	神戸市北区大原2丁目6番8号
規約の目的	(7) 防犯灯の管理	(7) 防犯灯・防犯カメラの管理

(4) 平成30年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	三浦 耕史	浜田 智一郎
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目6番8号	神戸市北区大原2丁目10番5号

(5) 平成31年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	浜田 智一郎	五百尾 達也
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目10番5号	神戸市北区大原2丁目11番2号

(6) 令和2年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	五百尾 達也	内海 健太郎
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目11番2号	神戸市北区大原1丁目30番8号

(7) 令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	内海 健太郎	佐和 資浩
代表者の住所	神戸市北区大原1丁目30番8号	神戸市北区大原2丁目12番4号

(8) 令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	佐和 資浩	八井 守
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目12番4号	神戸市北区大原2丁目7番8号

神戸市告示第191号

令和5年第2回定例市会で令和5年5月24日議決された令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和5年6月7日

神戸市長 久 元 喜 造

令和5年度神戸市一般会計補正予算

令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,413,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ893,811,796千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		174,884,651	14,368,800	189,253,451
	1 負担金	154,844,692	644,100	155,488,792
	2 補助金	19,365,348	13,724,700	33,090,048
22 繰入金		27,811,395	45,000	27,856,395
	2 基金繰入金	26,778,472	45,000	26,823,472
歳 入 合 計		879,397,996	14,413,800	893,811,796

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		63,929,547	30,000	63,959,547
	6 人事委員会費	232,174	30,000	262,174
3 市民費		19,582,292	54,000	19,636,292
	1 市民費	17,750,075	54,000	17,804,075
4 民生費		299,256,523	11,576,900	310,833,423
	1 民生総務費	26,321,611	9,040,000	35,361,611
	3 こども家庭費	104,907,292	2,536,900	107,444,192
5 衛生費		43,874,962	2,678,000	46,552,962
	2 公衆衛生費	25,972,958	2,678,000	28,650,958
8 農政費		4,266,278	59,900	4,326,178
	2 農政総務費	1,738,899	59,900	1,798,799
13 教育費		122,828,335	45,000	122,873,335
	11 社会教育費	1,853,581	45,000	1,898,581
16 予備費		1,200,000	△30,000	1,170,000
	1 予備費	1,200,000	△30,000	1,170,000
歳 出 合 計		879,397,996	14,413,800	893,811,796

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新 垂 水 図 書 館 整 備	令和5～6年度	1,492,000	令和5～7年度	1,941,000

令和5年6月20日 神戸市公報第3813号

神戸市告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月23日まで一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	淡河6号線	神戸市北区淡河町野瀬字西沢608番1地先から	新	32.10	最大 25.00 最小 9.50
		神戸市北区淡河町野瀬字西沢608番1地先まで	旧	32.10	最大 25.00 最小 10.40

神戸市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年7月4日まで一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 109号線	神戸市東灘区本山北町6丁目262番6地先から 神戸市東灘区288番1の地先まで	新	26.30	最大 5.00 最小 5.00
			旧	26.30	最大 4.10 最小 4.00
市道	本山村合併 119号線	神戸市東灘区本山北町6丁目288番1の地先から 神戸市東灘区本山北町6丁目288番2の地先まで	新	27.70	最大 5.00 最小 5.00
			旧	27.70	最大 4.10 最小 4.00

神戸市告示第209号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年5月9日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和5年5月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年5月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年5月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年5月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 23台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和5年5月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年5月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年5月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第210号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和5年5月8日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 8台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 2台	令和5年5月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	深江駅周辺	自転車 5台	令和5年5月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 7台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 3台	令和5年5月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪神御影駅周辺	自転車 9台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪急御影駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	青木駅周辺	自転車 1台	令和5年5月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	岡本駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摩耶駅周辺	自転車	2 台	令和5年5月24日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	2 台	令和5年5月25日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	岡本駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	深江駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	青木駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	6 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	39 台	令和5年5月29日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	29 台	令和5年5月30日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	J R住吉駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第 211 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年5月9日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 9 台	令和5年5月23日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年5月23日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 26 台	令和5年5月25日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年5月11日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年5月11日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和5年5月11日	

神戸市告示第212号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第1項の規定に基づく里づくり計画の認定を行ったので、同条第6条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 認定する里づくり計画
 - 北僧尾里づくり計画
 - 東二郎上里づくり計画
 - 長谷里づくり計画

令和5年6月20日 神戸市公報第3813号

神戸市告示第213号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づく認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人ケアット
代表者	岡本 芳江
所在地	神戸市東灘区魚崎中町2丁目3番5号
目的	この法人は、高齢者および障害者が、そのもてる能力を維持改善し、その能力に応じて自立した生活が営めるよう、老化防止活動、問題を抱えた子供たち等の支援、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスの提供を通じ、人間性あふれ、魅力ある福祉社会の創造に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和5年6月7日から令和10年6月6日まで）

神戸市告示第214号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づく認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人神戸なごみの家
代表者	松本 京子
所在地	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目2番3号
目的	この法人は、がん・難病・進行性疾患などにより通常生活継続が困難になられた方に対してホームホスピス事業を行うとともに、市民に対して介護及び看護に関する研修やホームホスピスに関する講演事業を行うことで、市民によるより良い福祉、保健、医療の実現とコミュニティ創りに寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和5年6月7日から令和10年6月6日まで）

神戸市告示第215号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、北神星和台自治会、自治会法人百合ヶ丘むつみ会、小部第二地区自治会、上村自治会、深谷自治会、千寿が丘自治会、川添自治会、南陽台自治会、友清自治会、舞多聞西3丁目てらいけ自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	北神星和台自治会	自治会法人百合ヶ丘むつみ会	小部第二地区自治会
主たる事務所	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の4	神戸市北区緑町6丁目33番11号	神戸市北区山田町小部字向井11番地
代表者の氏名	大片 久雄	森本 純一	南場 茂樹
代表者の住所	神戸市北区西山1丁目10番地の1	神戸市北区緑町5丁目3番12号	神戸市北区山田町小部字向井11番地

名称	上村自治会	深谷自治会	千寿が丘自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡2682番地の3	神戸市北区八多町深谷920番地	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目4番3号
代表者の氏名	水澤 充	向井 孝史	中垣 秀行
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡2180番地の4	神戸市北区八多町深谷243番地	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目4番3号

名称	川添自治会	南陽台自治会	友清自治会
主たる事務所	神戸市北区有野町有野2073番地の4	神戸市西区天王山7番地の9	神戸市西区櫛谷町友清262番地
代表者の氏名	米田 雄紀	佐藤 正豪	垂井 利夫
代表者の住所	神戸市北区有野町有野2073番地の26	神戸市西区天王山22番地の6	神戸市西区櫛谷町友清368番地の1

名称	舞多聞西3丁目てらいけ自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目5番19号
代表者の氏名	藤澤 安貴夫
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目5番19号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 北神星和台自治会 令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	奥吉 薫	大片 久雄
代表者の住所	神戸市北区西山2丁目34番地の3	神戸市北区西山1丁目10番地の1

(2) 自治会法人百合ヶ丘むつみ会 令和5年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	井上 亜友美	森本 純一
代表者の住所	神戸市北区緑町6丁目16番3号	神戸市北区緑町5丁目3番12号

(3) 小部第二地区自治会 令和3年4月25日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町小部字西ノ岡谷18番地	神戸市北区山田町小部字大坂13番地
代表者の氏名	西向 秀昭	大東 洋治
代表者の住所	神戸市北区山田町小部字西ノ岡谷18番地	神戸市北区山田町小部字大坂13番地

令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町小部字大坂13番地	神戸市北区山田町小部字向井11番地
代表者の氏名	大東 洋治	南場 茂樹
代表者の住所	神戸市北区山田町小部字大坂13番地	神戸市北区山田町小部字向井11番地

(4) 上村自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	植田 修二	水澤 充
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡2688番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡2180番地の4

(5) 深谷自治会

令和4年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	仲上 吉則	小西 治夫
代表者の住所	神戸市北区八多町深谷290番地	神戸市北区八多町深谷46番地

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小西 治夫	向井 孝史
代表者の住所	神戸市北区八多町深谷46番地	神戸市北区八多町深谷243番地

(6) 千寿が丘自治会

令和5年4月22日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目3番14号	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目4番3号
代表者の氏名	西田 昇二	中垣 秀行
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目3番14号	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目4番3号

(7) 川添自治会

令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山村 雄	米田 雄紀
代表者の住所	神戸市北区有野町有野2073番地の27	神戸市北区有野町有野2073番地の26

(8) 南陽台自治会

令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	錦見 秀子	佐藤 正豪
代表者の住所	神戸市西区天王山17番地の12	神戸市西区天王山22番地の6

(9) 友清自治会

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	村上 武	垂井 利夫
代表者の住所	神戸市西区櫛谷町友清339番地	神戸市西区櫛谷町友清368番地の1

(10) 舞多聞西3丁目てらいけ自治会

令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目10番17号	神戸市垂水区舞多聞西3丁目5番19号
代表者の氏名	西村 裕子	藤澤 安貴夫
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目10番17号	神戸市垂水区舞多聞西3丁目5番19号

神戸市告示第216号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

広谷自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区神出町広谷840番地の1

(3) 代表者の氏名

飯原 辰雄

(4) 代表者の住所

神戸市西区神出町広谷152番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区神出町広谷152番地」を「神戸市西区神出町広谷840番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和5年3月26日

神戸市告示第217号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団たてはら耳鼻咽喉科クリニック	神戸市北区日の峰3丁目24番10号	令和5年4月6日
山辺レディースクリニック	神戸市中央区三宮町2丁目5番1号	令和5年5月1日
岩永メディカルクリニック	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目3番5号	令和5年5月1日
すずき脳神経外科・認知症クリニック	神戸市垂水区小東山本町3丁目1番2号	令和5年2月1日
ポラリス水木調剤薬局	神戸市兵庫区水木通1丁目2番7号	令和5年5月1日
ポラリス調剤薬局 高倉台店	神戸市須磨区高倉台4丁目2番6号	令和5年5月1日
こうべ駅前内科クリニック	神戸市中央区相生町2丁目3番4号	令和5年6月1日
医療法人社団頭鐘会 神戸百年記念病院附属すこやかクリニック	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番34号	令和5年4月1日
薬局クオリア みなとがわ店	神戸市兵庫区上沢通1丁目1番8号	令和5年6月1日
なかはら整形せぼねクリニック	神戸市兵庫区上沢通1丁目1番8号	令和5年6月1日
クローバー薬局	神戸市長田区水笠通4丁目5番2号	令和5年6月1日
凌駕クリニック樋上本院	神戸市須磨区東町2丁目2番13号	令和5年5月1日
アンサー調剤薬局	神戸市須磨区東町2丁目2番17号	令和5年5月1日
クオール薬局 須磨名谷1号店	神戸市須磨区北落合2丁目1番24号	令和5年6月1日
クオール薬局 須磨名谷2号店	神戸市須磨区北落合2丁目1番18号	令和5年6月1日
サンドラッグ垂水小東山薬局	神戸市垂水区小東山本町1丁目1番1号	令和5年6月1日

神戸市告示第218号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)かえでホームケアクリニック	神戸市灘区八幡町3丁目4番5号	令和5年5月1日
(旧)関本クリニック		

神戸市告示第219号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
リベロスタ ジオリハ・ リハ	(新)神戸市須磨区高倉台1丁目1番2号 (旧)神戸市須磨区白川台3丁目61番	株式会社R EHA・L IBERO	明石市北朝霧丘2丁目8番26号	令和4年4月1日	通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス（独自）
レオ・ケア ステーション神戸	(新)神戸市須磨区桜の杜1丁目6番1号 (旧)神戸市須磨区桜の杜1丁目208番211号	株式会社レオ・ソリューションズ	神戸市西区池上2丁目20番1号	令和5年3月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス（独自）

神戸市告示第220号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問マッサージ エガオプラス	田所 宗助	神戸市東灘区御影郡家1丁目2 1番18-201号	令和5年5月9 日
山本訪問鍼灸マ ッサージ	山本 博	神戸市北区南五葉2丁目1番3 8号	令和5年4月1 日
西嶋鍼灸院	西嶋 資裕	神戸市西区池上1丁目3番5号	令和5年5月25 日

2 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問マッサージ エガオプラス	田所 宗助	神戸市東灘区御影郡家1丁目2 1番18-201号	令和5年5月9 日

神戸市告示第221号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月20日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
西嶋 資裕（Car e 整骨院）	西嶋 資裕	神戸市垂水区本多聞2丁目12番 30号	令和5年5 月23日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは次のとおりです。

令和5年6月20日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和5年度 第1号	令和5年6 月7日	神戸国際港都 建設道路事業 7.7.5号 魚崎駅南線	神戸市東灘区魚崎 中町4丁目76- 7,169-2,170- 2,170-3,220-4	60	6

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和5年6月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

意見書の要旨

意見書の提出なし

神戸市公告

神戸市北区山田町藍那において、奥田・杉屋谷地区土地改良事業が計画されています。土地改良法第95条第2項に基づき、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業共同施行規約を令和5年6月20日から起算して5日間（令和5年6月26日まで（閉庁日を除く））神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和5年6月20日

神戸市長 久 元 喜 造

令和元年度に発生の中神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則をここに公布する。

令和5年6月20日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第2号

令和元年度に発生の中神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則
(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、令和元年度に発生の中神戸市立中学校いじめ重大事態に関するいじめ問題追加調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、令和元年度に発生の中神戸市立中学校いじめ重大事態事案に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定する調査を行う。

2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査及び第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 前条第1項の調査及び同条第2項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務(以下「調査等」という。)を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3) 委嘱条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条第2項の報告書の提出した日

神戸市選告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年6月7日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉晃

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,968</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>208,061</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>256,046</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,718</u>
	灘区	<u>36,098</u>
	中央区	<u>36,965</u>
	兵庫区	<u>30,171</u>
	北区	<u>59,550</u>
	長田区	<u>25,969</u>
	須磨区	<u>44,271</u>
	垂水区	<u>59,405</u>
	西区	<u>65,978</u>

給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則及び給与条例附則第12項から第18項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月9日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神人委第27号議案

給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則及び給与条例附則第12項から第18項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

みだしの規則を下記のとおり制定する。

記

神戸市人事委員会規則第1号

給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則及び給与条例附則第12項から第18項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和5年3月人委規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則

(適用期間)
<p>第3条 神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和3年3月人委規則第20号）附則第2項の規定により、令和3年4月1日前の期間については従前の例によることとされた経験年数及び号給の換算（別表第3のうち、学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間の項に係る換算は除く。）に関しては、この規則の施行後も、なお従前の例による。</p>

(給与条例附則第12項から第18項の規定による給料に関する規則の一部改正)

第2条 給与条例附則第12項から第18項の規定による給料に関する規則（令和5年3月人委規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 降任等相当転任日前に休職等期間がある</p>	<p>第8条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 降任等相当転任日前に休職等期間がある</p>

職員であって、降任等相当転任日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員を除く。）

職員であって、降任等相当転任日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員を除く。）

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

監査公表第3号

令和5年6月20日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	しらくに高太郎

監 査 公 表

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

記

令和4年度財務定期監査（2）

行財政局（税務部）、環境局、経済観光局、水道局、
行財政局（内部統制、市役所改革関連）

令和4年度包括外部監査

社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について

令和4年度財政援助団体等監査（2）

一般財団法人神戸観光局、神戸コンベンションコンソーシアム
神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体、須磨ヨットハーバー運営共同事業体

令和4年度工事定期監査及び出資団体工事監査（2）

建設局、建築住宅局、神戸新交通(株)

令和2年度財務定期監査（2）

建設局、内部統制

令和3年度財務定期監査（1）

建築住宅局、消防局

令和3年度財務定期監査（2）

企画調整局、都市局、交通局

令和2年度包括外部監査

水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに
一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

令和3年度包括外部監査

教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸市学校給食会
の出納その他の事務の執行について

令和2年度財政援助団体等監査（1）

社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福社会共同事業体

令和3年度財政援助団体等監査

一般財団法人神戸住環境公社（旧一般財団法人神戸すまいまちづくり公社）

令和5年5月30日付け告示第176号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和5年6月20日

誤

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	平野町旧県道線	神戸市平野町印路字岡碓 369番1地先から	新	62.12	最大 14.32 最小 11.52
		神戸市西区平野町印路字山東 368番2地先まで	旧	62.12	最大 5.32 最小 5.23

正

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	平野町旧県道線	神戸市西区平野町印路字岡碓 369番1地先から	新	62.12	最大 14.32 最小 11.52
		神戸市西区平野町印路字山東 368番2地先まで	旧	62.12	最大 5.32 最小 5.23